

# 資料編

## ○計画策定の経過

日 付	内 容
平成24年 8月10日	「平成24年度第1回医療制度問題連絡会議」開催
平成24年 9月12日	「第1回 群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会」開催
平成24年 9月28日	医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部改正の告示
平成24年10月29日	「第2回 群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会」開催
平成24年12月17日 ～平成25年 1月15日	パブリックコメント及び市町村協議の実施
平成25年 1月28日	「平成24年度第2回医療制度問題連絡会議」開催
平成25年 2月 4日	「第3回 群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会」開催
平成25年 3月19日	群馬県議会平成25年2月定例会において、群馬県医療費適正化計画（第2期）計画の策定について議決

## 群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 群馬県は、群馬県医療費適正化計画の策定にあたり専門家及び関係者から幅広い意見をいただき、地域の実情を踏まえた計画とするため、懇談会を設置する。

(協議事項)

第3条 懇談会は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づいて群馬県が策定する群馬県医療費適正化計画について必要な事項を協議する。

(構成)

第4条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(存続期間)

第7条 懇談会の存続期間は、この要綱の施行日から平成25年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、群馬県健康福祉部健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

群馬県医療費適正化計画策定に係る懇談会 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	下城 茂雄	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会会長	会長
	小山 洋	国立大学法人群馬大学大学院医学系研究科教授（医学博士）	
保健医療 関係者	鶴谷 嘉武	社団法人群馬県医師会会長	副会長
	堀口美恵子	社団法人群馬県歯科医師会副会長	
	原 文子	一般社団法人群馬県薬剤師会常務理事	
	小川 恵子	公益社団法人群馬県看護協会会長	
	西松 輝高	群馬県病院協会会長	
	高玉 真光	公益社団法人群馬県老人保健施設協会理事長	
保 険 者	町田 久雄	健康保険組合連合会群馬連合会常任理事（事務局長）	
	鈴木啓三郎	全国健康保険協会群馬支部総務企画部長	H24.9.30 まで
	田部井和久	全国健康保険協会群馬支部業務部長	H24.10.29 から
	遠山 荘一	群馬県国民健康保険団体連合会常務理事	
被保険者	阿部 和彦	日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長	H24.11.14 まで
	金子 裕昭	日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長	H24.11.15 から
市町村代表	相澤 一彦	太田市健康医療部国民健康保険課長	
	西澤 友明	南牧村住民生活課長	H24.12.31 まで
	神戸 芳雄	南牧村住民生活課長	H25.1.4 から

委員 14名